

台風接近に伴う授業及び定期試験の取り扱い

1. 本学における、台風接近に伴う授業及び定期試験の取扱いは以下の通りとする。

修学地（萩キャンパス・東京サテライト教室）にそれぞれ暴風警報が発令された場合の授業及び定期試験の就学地ごとの取扱いは下記の通りとする。

- 1) 午前 7 時まで解除されない場合は、その日の午前中の授業及び定期試験は休講とする。
- 2) 引き続き午前 11 時まで解除されない場合は、その日の午後の授業及び定期試験は休講とする。
- 3) 授業（1 講時）開始後に発令された場合は、それ以降の授業及び定期試験は休講とする。

ただし、その発令が午前 11 時まで解除されない場合の措置は、前項と同様に午後の授業及び定期試験は休講とする。

4) 上記 1～3 以外であって、授業及び定期試験実施に支障があると予想される場合は、学長と学部長及び当該室長が協議し、休講等の措置を決定する。